

令和6年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会追加議案

袖 ヶ 浦 市



目 次

| 議案番号      | 件 名                      | 頁 |
|-----------|--------------------------|---|
| 議案第 3 4 号 | 袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について | 5 |



議案第 3 4 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について  
袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 2 日 提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方税法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 号）が施行され、個人市民税について、納税義務者の選択により、令和 6 年能登半島地震災害により生じた損失の金額を令和 5 年において生じた損失の金額として、雑損控除の適用対象とする特例措置等を講ずるため、条例の一部を改正しようとするものである。

## 袖ヶ浦市条例第 号

### 袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市税条例（平成5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達さ

れる時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。